


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市介護保険生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱の一部を改正する要綱について			
	区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市介護保険生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>本要綱では、国及び都の補助を受け、市が認定した生計が困難な利用者のサービス利用料について、社会福祉法人等が軽減を行った場合に、その一部を助成することにより福祉の増進を図ることを目的としており、生活保護受給者においては、居住費及び滞在費について全額免除としている。</p> <p>今般、平成26年4月1日付けで生活扶助基準の一部改正が行われた。</p> <p>当該基準の一部改正により生活保護廃止となる利用者について、居住費及び滞在費の自己負担が発生してしまうことから、国及び都の要綱では、当該利用者のみ引き続き全額免除の対象とする旨一部改正が行われたことから、市の要綱においても同様に一部改正を行う。</p> <p>【一部改正内容】</p> <p>本要綱等に基づき「居住費」「滞在費」について全額免除の適用を受けていた生活保護受給者が、今回の生活保護基準一部改正により生活保護廃止となる場合、引き続き本要綱により「居住費」「滞在費」の全額免除を行う。</p> <p>【施行日】</p> <p>決裁日をもって施行とする。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>要綱案文については、文書課の事前審査済。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。